# 三重県企業庁低入札価格調査実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、三重県企業庁が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)又は同令第167条の10の2第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づき落札者を決定するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定め、もって工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、工事設計金額が5千万円以上(建築工事及び付随する付帯工事については1億円以上)の工事及び5千万円未満の工事で制度の適用が必要と認められる工事とする。

ただし、緊急性を要する工事などで、総合評価方式を適用しない工事については、競争 入札審査会に諮り除外することができるものとする。

### (基準)

- 第3条 低入札価格調査を行う場合は、その者の申込みに係る価格が、次項に基づき算定された額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。
- 2 前項の額の算定は、別表1に掲載した調査基準価格の算定額又は別途定めた算定方法による額とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。
- 3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格として重点調査基準価格を定める。なお、重点調査基準価格は、予定価格の10分の7.5とする。

#### (参加業者への周知)

- 第4条 対象工事を担当する発注機関の長は、公告又は指名通知の際において下記の事項を 記載するものとする。
  - 一 本要領の適用があること。
  - 二 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
  - 三 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
  - 四 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の低入札価格調査等に協力すべきこと。

# (入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われ、その者が落札候補者となった場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。この場合にあっては、直ちに様式1により、県土整備部建設業課に報告するものとする。ただし、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式1による報告は不要とする。

### (調査の実施)

- 第6条 前条の入札が行われた場合には、発注機関の長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容により、入札者から提出された調査資料の分析、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格に100分の105を乗じて得た額が、重点調査基準価格を上回る場合は、第二号から第九号までの内容についての調査、事情聴取及び関係機関への照会を省略することができる。
  - 一 その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収)
  - 二 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
  - 三 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
  - 四 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
  - 五 手持ち資材の状況
  - 六 資材購入先及び購入先と入札者との関係
  - 七 手持ち機械数の状況
  - 八 労務者の具体的供給見通し
  - 九 過去に施工した公共工事名及び発注者名
  - 十 その他の必要な事項
- 2 入札価格に100分の105を乗じて得た額が、第3条の調査基準価格を下回る場合、 入札後速やかに別表2掲載の『見積内訳等の検討に係る判断基準について』を踏まえ、「三 重県企業庁低入札価格調査マニュアル(以下、「低入マニュアル」という。)」に基づく調査 資料の提出を求めることとする。
- 3 入札価格に100分の105を乗じて得た額が、重点調査基準価格以下の場合は、「重点 調査様式1(当該価格で入札した工事が施工できる理由)」(ただし、施工体制確認型総合評 価において施工体制確認資料を提出する場合は、「施工体制重点調査様式1(当該価格で入 札した工事が施工できる理由)」)を入札時に提出することとし、落札候補者となった場合は 低入マニュアルに定める資料を提出させることとする。

なお、入札時に上記の重点調査様式1 (ただし、施工体制確認型総合評価において施工 体制確認資料を提出する場合は、施工体制重点調査様式1)の提出がなかった場合、その者 の入札を無効とする。

# (調査の結果についての措置)

- 第7条 発注機関の長は、前条による調査結果を基に、次の各号の区分により処理する。
  - 一 予定価格が5億円以上の工事又は重点調査基準価格以下の入札が行われ、その者が落 札候補者となった工事については、原則として、三重県低入札価格審査会(以下「審査会」 という。)の意見を求めるものとする。この場合は、発注機関の長は調査結果を記載した 書面(様式2及び3又は様式2及び4)を審査会に提出するものとする。
  - 二 前号以外の工事については、発注機関に設置している競争入札審査会に諮るなどにより、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに落札候補者及び他の入札者全員に落札者の決定について様式5により通知するとともに、様式6により、県土整備部建設業課に報告するものとする。ただし、電子入札システム等により、落札決定を別途通知する場合は、様式5の送付を省略することができるものとするほか、公共工事進行管理シ

ステムを使用している場合は、様式6による報告は不要とする。

三 入札者がした低入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、第一号に準じ、審査会の意見を求めなければならない。ただし、別表2の2. 基本的判断基準の(1)、(2)、(3)若しくは(9)又は別表2の3. 見積内訳書の判断基準(1)により失格とした場合については、様式7による審査会の委員長への報告に替えることができることとする。

# (審査会の審査及び意見の表示)

- 第8条 審査会は、前条の規定により発注機関から意見を求められたときは、必要な審査を し、書面(様式8)によって意見を表示するものとする。
- 2 審査会の意見は、出席者の過半数をもって決定するものとする。

# (審査会の意見に基づく落札者の決定等)

- 第9条 審査会の表示した意見が発注機関の長の意見(その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見)と同一であった場合は、発注機関の長は、価格競争における最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を、又は総合評価方式により評価値が最も高かった者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。
- 2 発注機関の長は、審査会の表示した意見が自己の意見と異なった場合において、なお、 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由 があるときは、競争入札審査会に諮るなどして、次順位者を落札者とすることができる。
- 3 前2項の場合にあって、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、第 6条以降と同様の手続きによる。
- 4 発注機関の長は、審査会の意見と異なった落札者を決定した場合は、審査会の委員長に対して様式9により報告するものとする。
- 5 発注機関の長は、落札者の決定をしたときは、直ちに落札候補者及び他の入札者全員に 落札者の決定について様式5により通知するとともに、様式6により、県土整備部建設業課 に報告するものとする。ただし、電子入札システム等により、落札決定を別途通知する場合 は、様式5の送付を省略することができるものとするほか、公共工事進行管理システムを使 用している場合は、様式6による報告は不要とする。

#### (専任の担当技術者)

第10条 低入札価格調査対象工事において、調査基準価格を下回った契約をする場合は、 建設業法上の主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)のほかに、低入 札価格調査の資料(ただし、施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料が提出され た場合は、「施工体制確認資料」とする。以下この条において同じ。)提出時に専任の担当技 術者1名を追加して定め、契約時に配置するものとする。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。 なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

一 低入札価格調査の資料提出時において、三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

二 低入札価格調査の資料提出時において、入札に参加する要件の主任技術者等に求める 資格、施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者等に求める入札に参加する要件を満足していること。

- 三 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を 有すること。
- 四 当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。 なお、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置 できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。
- 2 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。
- 3 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。
- 4 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通 仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱いと同様とする。

# (その他)

- 第11条 低入札価格調査対象工事においては、公告又は指名通知の際において、調査基準 価格を下回って契約する場合は、次の事項が適用される旨を周知するものとする。
  - 一 契約保証金を契約金額の3割以上とすること。
  - 二 専任の担当技術者を工事現場に配置にすること。
  - 三 三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払制度を適用すること。
  - 四 主任技術者等は、現場代理人との兼務は認められないこと。
  - 五 三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用すること。
  - 六 発注者が実施する工事実態調査等に際しては協力すること。
  - 七 低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査(施工体制確認資料提出なし)を経て契約したものは、工事実態調査を実施すること。
  - 八不誠実な行為に対しては適切な措置を講じること。
    - 附 則 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成21年 6月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成22年10月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成23年 6月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。
    - 附 則 この要領は、平成25年 6月 1日から施行する。
    - 附 則 1 平成25年10月1日から平成26年3月31日までに契約を締結する 案件で予定価格の算定にあたり消費税及び地方消費税を8%で算定している ものについては(以下、「新税率対象案件」という。)、第6条第1項、同条 第2項及び同条第3項中「100分の105」とあるのは「100分の10 8」として適用する。
      - 2 新税率対象案件については、別表1及び別表2中「「1.05」とあるのは「1.08」 として適用する。

- 3 新税率対象案件については、様式 3 及び欄外中並びに様式 4 及び欄外中に おいて「105/100」とあるのは「108/100」として適用する。
- 4 この取扱いについては、平成26年3月31日までとする。

# 別表1 調査基準価格の算定

調査基準価格 : P 重点調査基準価格 : P 1

### 【工事区分】

- 1 一般土木工事等(水道・工業用水道事業及び電気事業)
  - P=(直接工事費×0.95+共通尾費×0.9+現場管理。
  - ※ 一般土木工事等とは土木一式工事、舗装工事、塗装工事等、下記2~5を除く工事をいう。
- 2 水管橋製作及び架設工事
- 3 建築工事
  - 【一 般】 $P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 +$  共通仮設費 $\times 0.9$ 
    - +(直接工事費×10%+現場管理費)×0.8+一般管理費等×0.55}×1.05

【解体工事】 $P = \{ 直接工事費 \times 90\% \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9 \}$ 

+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.8+一般管理費等×0.55}×1.05

ただし、建設工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずること。

- 4 機械設備、電気設備、通信設備工事
- (1) 水道事業及び工業用水道事業

 $P = \{ 機器費 \times 0.85 + 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.95 \}$ 

+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8+一般管理費等×0.55 ×1.05

- (2) 電気事業
  - $P = \{(機器費 + 製作原価) \times 0.85 + 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9$
  - +(現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費) $\times$ 0.8+一般管理費等 $\times$ 0.55 $\}$   $\times$ 1.05 ただし、機器費には購入機器費を含むこと。
- 5 機械設備、電気設備、通信設備点検業務
- (1)機械設備点検(県土整備部積算基準(機械編)第 I 編積算体系適用工事)
- P={(直接製作費+直接工事費) ×0.95+(間接労務費+共通仮設費) ×0.9
  - + (工事管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費) × 0.8+一般管理費等× 0.55} × 1.05
- (2)機械設備点検(県土整備部積算基準(機械編)第Ⅱ編積算体系適用工事)
  - $P = \{ (材料費 + 直接経費 + 直接労務費 + 塗装費) \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.95 + 100 +$
  - + (現場管理費+点検整備間接費+技術調査費) ×0.8+一般管理費等×0.55} ×1.05
- (3) 電気設備、通信設備点検
  - P= (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.55)×1.05

なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格 P は、予定価格の 7/10 から 9/10 の範囲で定めることとする。調査基準価格の端数処理は、P/1.05 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.05 の 7/10 を下回る場合は、7/10 以上となるように P/1.05 値の万円未満を切り上げるものとする。

また、第3条第3項の重点調査基準価格P1は、予定価格の7.5/10とする。重点調査基準価格の端数処理は、P1/1.05値の円未満を切り捨てるものとする。

なお、別表1における調査基準価格の算定方法が適切でないもの及び算定方法の定めがないものについては、別 途定めるものとする。

#### 別表2 見積内訳等の検討に係る判断基準について

- 1. 判断基準の適用について
- (1) 2. 基本的判断基準の(1)若しくは(9)又は3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。
- (2) 2. 基本的判断基準の(1)若しくは(9)又は3. 見積内訳書の判断基準(1)の全てを満足する場合、「三重県企業庁低入札価格調査マニュアル(以下「低入マニュアル」という。)」に基づく調査を行い、下記の2. 基本的判断基準及び3. 見積内訳書の判断基準を1つでも満足しない場合は失格とする。

#### 2. 基本的判断基準

- (1) 入札価格が予定価格/1.05の70%以上であること。
  - なお、端数処理は、予定価格/1.05の70%の円未満を切り捨てるものとする。
  - ただし、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事(WTO対象工事)』については、適用しない。
- (2) 発注者が指定した日時までに、低入マニュアルの別表1-1、1-2又は1-3に定める調査資料が提出されていること。
  - (3)「主任技術者又は監理技術者(以下、「主任技術者等」という。)」、「専任の担当技術者」及び「現場代理人」を、それぞれの求める時点に配置できることが確認できること。
    - なお、「専任の担当技術者」又は「現場代理人」を配置することができない旨の申し出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととする。
  - (4) 応札は適正な見積もりに基づく公正な価格競争結果であること。
  - (5) 応札者は調査に際し誠実で協力的であること。
  - (6) 下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接 工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れ がないこと。
  - (7) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり(赤字を前提とした見積もり等)でないこと。
  - (8) 重点調査基準価格以下の入札が行われ、その者が落札候補者となった場合又は施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料の提出がなされた場合(低入マニュアルに規定する「重点調査」、「重点調査 (施工体制確認資料提出あり)」、「重点調査 (施工体制確認資料提出なし)」又は「通常調査 (施工体制確認資料提出あり)の場合」)は、提出を求める資料(低入マニュアル5、6、7又は9に示す記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類)の全てが、指定した期日までに提出されていること。(※各様式において、該当する事項がない場合においても、その旨を記載された全ての様式が提出されていること。)
  - (9) 施工体制確認型総合評価案件で、施工体制確認資料の提出がなされた場合、審査を実施した結果「適切な施工体制が十分確保され、より確実に実現できる」と認められていること。

#### 3. 見積内訳書の判断基準

見積書内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等を指す。

ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳、及び細目別内訳を指す。

(1) 設計内訳表において、下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。

なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事 (WTO対象工事)』については、適用しない。

	機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
1 一般土木工事等	-	75%	70%	70%	30%
3 建築工事	_	73. 5%	70%	70%	30%
4 機械設備、電気 設備、通信設備工事	69%	75%	70%	70%	30%
上記以外	_	75%	70%	70%	30%

(2) 設計内訳表、明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。

なお、低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査(施工体制確認資料提出あり)並びに重点調査(施工体制確認資料提出なし)の場合又は発注者が単価表の提出を求める場合には、単価表の数量が発注者の明示する数量を満足していること。

ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。

(3) 設計内訳表、明細表に記載された、単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)

なお、低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査 (施工体制確認資料提出あり)並びに重点調査 (施工体制確認資料提出なし)の場合又は発注者が単価表、施工単価表、又は運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳書、明細表に加えて、単価表、施工単価表、運転単価表においても、単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)

- (4)総合評価の技術提案にかかる数量、単価、金額が、見積内訳書に適正に計上されていること。この場合に おいて、技術提案に係る項目を追加する等、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なってもか まわない。
- (5) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない。 (設計内訳表以外の処理は認めない)

ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。

- (6) 材料・製品は、設計仕様を満足する品質・規格を有すること。
- (7) 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。
- (8) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。
- (9) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。
- ※ 建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。